

新座市立図書館ボランティア設置要綱

(平成21年1月21日教育長決裁)

(設置)

第1条 市民と市との連帯と協働により新座市立図書館（以下「市立図書館」という。）におけるサービスの充実及び向上を図るため、新座市立図書館ボランティア（以下「ボランティア」という。）を置く。

(役割)

第2条 ボランティアの役割は、次のとおりとする。

- (1) 市立図書館におけるおはなし会、朗読会等への協力
- (2) 地域におけるおはなし会、朗読会等への協力
- (3) あかちゃんタイムへの協力
- (4) 学級訪問への協力
- (5) ブックスタート事業への協力
- (6) 対面朗読、音訳及び点訳資料の製作等障がい者サービス事業への協力
- (7) 市立図書館資料の整理への協力
- (8) 市立図書館における催し物への協力
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市立図書館におけるサービスを推進するための活動

(委嘱)

第3条 ボランティアは、次の各号のいずれかに該当する者で、継続的に活動意思のある者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 市立図書館で実施する研修を修了した者
 - (2) 図書館活動に実績のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は特に必要と認める者を委嘱することができるものとする。

(任期)

第4条 ボランティアの任期は、委嘱の日から2年を経過した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(研修等)

第5条 中央図書館長は、ボランティアの資質向上を図るため、研修会等を実施するものとする。

(会議)

第6条 中央図書館長は、必要に応じボランティアによる会議を開催するものとする。

(庶務)

第7条 ボランティアに関する庶務は、教育総務部中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアに関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則 (平成22年12月7日決裁)

- 1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際現に第3条の規定により委嘱されている者に係る任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成25年12月10日決裁)

この要綱は、決裁のあった日から実施する。